

JIS

安全側面－規格及びその他の仕様書における 子どもの安全の指針

JIS Z 8050 : 2016
(ISO/IEC Guide 50 : 2014)

平成 28 年 12 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	會 川 義 寛	お茶の水女子大学名誉教授
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	坂 倉 忠 夫	公益社団法人消費者関連専門家会議
	鷺 坂 和 美	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	寺 山 博 子	イオン株式会社
	都 築 和 代	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	中 里 憲 司	一般社団法人繊維評価技術協議会
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	夏 目 智 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 28.12.20

官 報 公 示：平成 28.12.20

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 會川 義寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
0.1 使用者	1
0.2 作成理由	1
0.3 子どもの安全との関連性	1
0.4 役割	2
0.5 構成	2
1 適用範囲	2
2 引用規格	3
3 用語及び定義	3
4 子どもの安全への一般的アプローチ	4
4.1 一般	4
4.2 年齢区分の呼び方	4
4.3 リスクアセスメント	4
4.4 危害の防止及び低減	5
4.5 視覚に入らない子ども	6
4.6 障がいのある子どもへのニーズ	6
5 安全上の考慮事項：子どもの発達、行動及び不慮の危害	7
5.1 子どもの発達及び行動	7
5.2 子どもの発達に関する知識、危害防止への適用	12
5.3 発達年齢と対比した実年齢	12
5.4 14 歳以上	12
6 子どもの安全環境	12
6.1 一般	12
6.2 物理的環境	13
6.3 社会的環境	13
6.4 睡眠環境	13
7 子どもに関連するハザード	14
7.1 一般	14
7.2 機械的ハザード及び落下のハザード	15
7.3 落下及びその他の衝突による傷害	21
7.4 溺水のハザード	22
7.5 窒息のハザード	23
7.6 首の絞付けのハザード	24
7.7 小さな物体及び吸引によるハザード	25
7.8 火災のハザード	26

	ページ
7.9 温度のハザード	27
7.10 化学的ハザード	29
7.11 感電のハザード	30
7.12 放射（放射線，紫外線，光及び電磁波）のハザード	31
7.13 騒音（音圧）によるハザード	33
7.14 生物によるハザード	34
7.15 爆発及び火炎せん（閃）光のハザード	34
8 保護方策の適格性	35
8.1 一般	35
8.2 製品による保護方策	35
8.3 据付けによる保護方策	36
8.4 人に適用される保護方策	36
8.5 行動による保護方策	37
8.6 説明書による保護方策	37
附属書 A（参考）評価チェックリスト	38
附属書 B（参考）傷害データベース	40
参考文献	42
解 説	44

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

安全側面—規格及びその他の仕様書における 子どもの安全の指針

Safety aspects—Guidelines for child safety in standards and other specifications

序文

この規格は、2014年に第3版として発行されたISO/IEC Guide 50を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

0.1 使用者

この規格は、規格、仕様書及び類似の出版物を作成又は改正する専門家に対して提供するもので、特に、設計者、建築家、製造業者、サービス提供者、教育者、通信業者、政策立案者などに対し、有用となり得る重要な背景情報を配慮している。

この規格は、特定の規格がない場合、監査人及び安全検査員に対して有用な情報も提供する。

0.2 作成理由

傷害の防止は、社会全体で共有すべき責任である。課題は、子どもが死亡又は重傷を負う可能性を最小限に抑えることが実現できるように、製品（以下、製品という。それは、製造物、その包装、プロセス、構造物、据付け、サービス、構築されている環境、又はこれらのいずれかの組合せが含まれる。）を作成することである。この課題の重要な点は、安全性と子どもが刺激的な環境を探索し、学習する必要性とのバランスを取ることである。傷害防止は、設計、技術、製造管理、法規、教育及び自覚の促進によって対処できる。

0.3 子どもの安全との関連性

多くの国々で、幼児期から思春期にかけての子どもの傷害が、死亡及び障がいの主要原因となっており、子どもの安全は、社会が重視すべき問題である。WHO/UNICEF 合同の子どもの傷害の防止に関するワールドレポート^[26]は、不慮の傷害を5歳以上の子どもの主な死亡原因であると特定している。毎年830 000人を超える子どもが交通事故、溺水、やけど、落下及び中毒で死亡している。

子どもは、リスクを経験したり認識することなく、生来の探索心を抱いて大人の世界に生まれてくる。子どもは、必ずしも意図されたものではないが、必ずしも“誤使用”とはいえない方法で、製品を使用し又は周辺環境との関わり合いをもつことがある。その結果、傷害を負う潜在的な可能性は、特に幼児期から思春期にかけて大きくなる。子どもを見守ることで、常に大きな傷害を防止又は最小限にできるわけではない。したがって、しばしば、追加的な傷害防止の戦略が必要になる。

子どもの傷害を防ぐための戦略を検討する際には、子どもが小さな大人ではないという事実を認識しなければならない。子どもの傷害に対するせい（脆）弱性及び子どもの傷害の性質は、大人のそれとは異なる